

**接続料の算定等に関する研究会
事業者ヒアリング資料
【モバイル音声卸】**

**2020年4月24日
ソフトバンク株式会社**

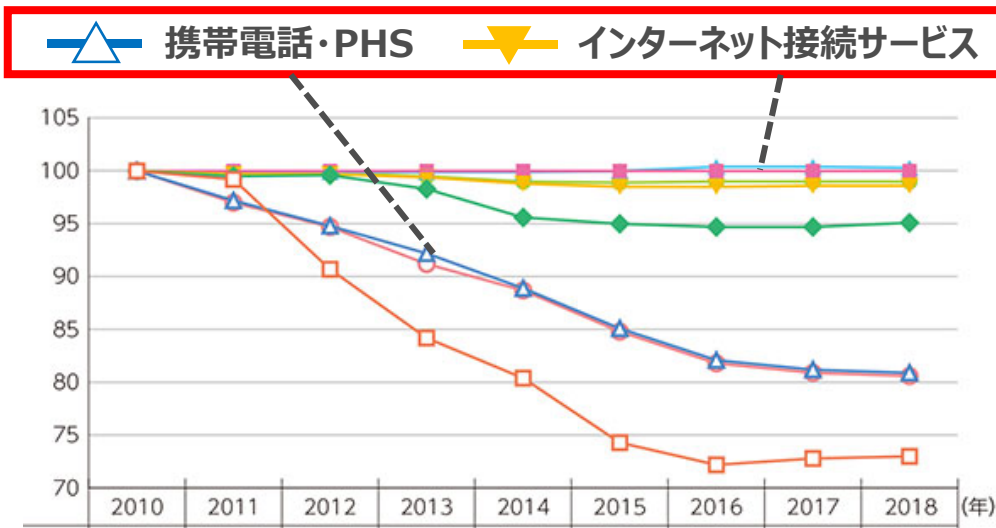
1. 卸の課題認識
2. 当社の取り組み
3. 代替性評価の整理方針について
4. 適正性の検証の在り方等について
5. モバイルと固定の規制バランス
6. まとめ

- 1. 卸の課題認識**
2. 当社の取り組み
3. 代替性評価の整理方針について
4. 適正性の検証の在り方等について
5. モバイルと固定の規制バランス
6. まとめ

移動系サービスは**市場競争による料金低廉化**が進展
(固定系サービスは**横ばい**)

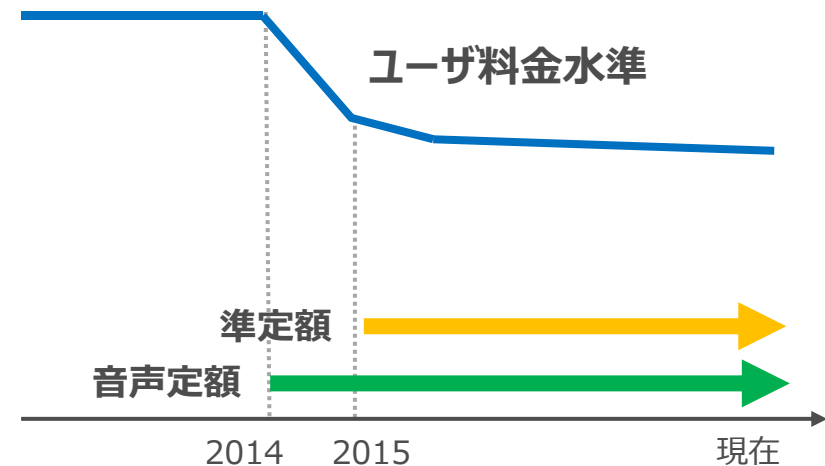
当社においても音声定額等の導入により料金は低廉化

【日本銀行「企業向けサービス価格指数」による料金の推移】



(出典) 情報通信白書平成30年版より抜粋 (図表5-2-2-15)

【当社音声サービスの水準イメージ】



モバイル音声卸において重要な視点は「**MVNOがMNOと同等のサービスを提供可能か**」であり、**MNOが卸料金見直しを行っていないことが課題**（一方、光サービス卸は「**市場独占性が強く実質上競争環境がないこと**」が課題）

【MVNO委員会の提言（抜粋）】

※モバイル市場の競争環境に関する研究会（2018年10月18日）

	提言骨子
① 接続料算定の見直し・卸料金の検証	<ul style="list-style-type: none">● 二種指定設備制度に基づく<u>公平性、適正性、透明性</u>さらに<u>予見性の確保</u>は、MVNOの事業運営にとって非常に重要● MVNOの予見性向上のため<u>接続料算定の早期化</u>が必要。さらには、<u>接続料の今後の見通しについて示されること</u>※1が望ましい● <u>接続料算定に係る透明性向上</u>に関し、公正取引委員会に報告書を含め、<u>幅広く議論</u>されることが望ましい● 現状の接続料や卸料金に照らし、<u>MVNOがMNOと同等のサービス等を提供できるか検証</u>のうえ、必要に応じ是正が必要

※1 例えは、二種指定設備制度における付木原価方式等を参考

1. 卸の課題認識
- 2. 当社の取り組み**
3. 代替性評価の整理方針について
4. 適正性の検証の在り方等について
5. モバイルと固定の規制バランス
6. まとめ

2017年～ MVNOとのL2接続開始（音声卸提供開始）
2018年12月 モバイル研究会にて**音声卸料金の見直し提言**
2019年～ 一部MVNOの要望を受け**卸条件見直し協議中**

有識者限り

当社MVNOに対して**具体的な値下げ水準を通知済み**

有識者限り

1. 卸の課題認識
2. 当社の取り組み
- 3. 代替性評価の整理方針について**
4. 適正性の検証の在り方等について
5. モバイルと固定の規制バランス
6. まとめ

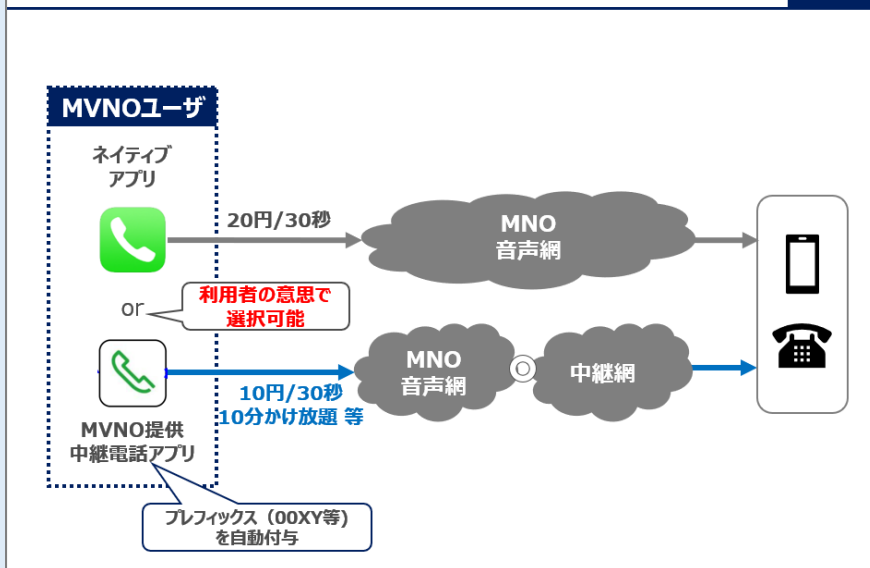
実効的な代替手段は複数存在
「接続」という方式に限定し評価するのではなく、
ユーザにとっての実質的な選択肢の有無で判断すべき
(接続の代替性という過去にない切り口や視点での評価により、
卸規制の追加的レギュレーションを入れるのは早計)

MVNOが音声サービス提供するための代替手段

2020年1月10日当社ヒアリング資（再掲）

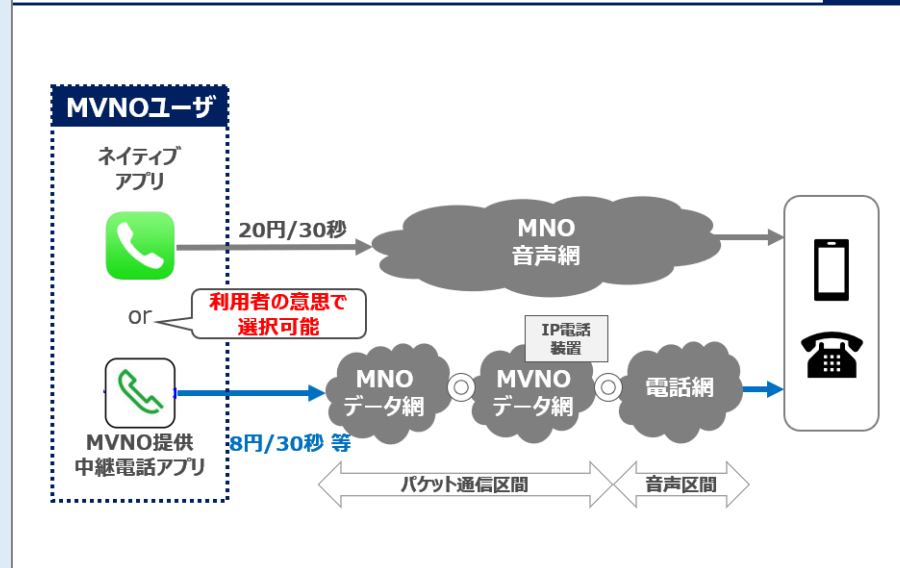
【参考】代替手段の例（中継電話）

8



【参考】代替手段の例（IP電話）

10



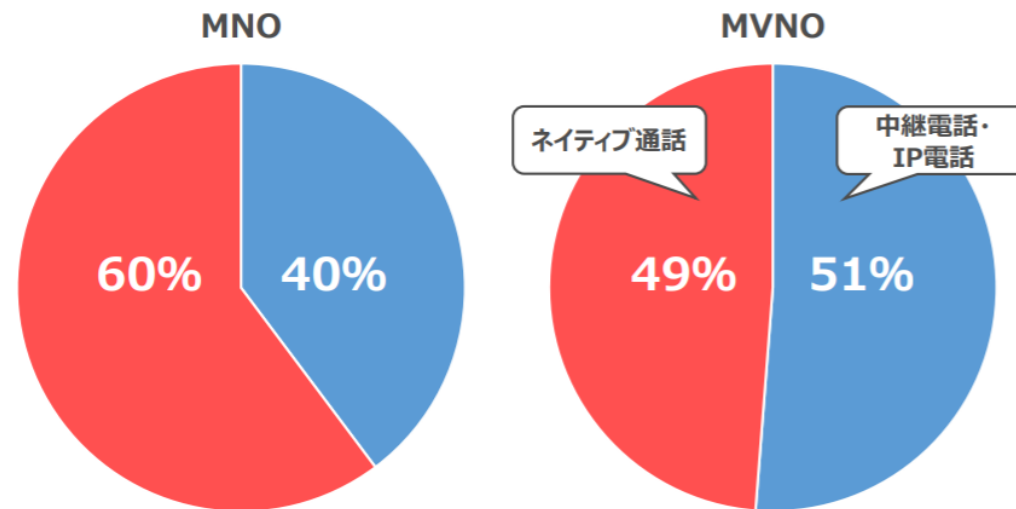
MNO/MVNOユーザ共に中継電話・IP電話利用率は高い (代替手段として十分有効に機能)

1/10当社プレゼン資料再掲

【参考】中継電話・IP電話の利用比率

12

多様なコミュニケーションツールの普及により
ネイティブ音声通話の利用は減少し、中継・IP電話の利用が増加



※引用元：株式会社MM総研「携帯電話の月額利用料金とサービス利用実態（2018年9月時点）」より抜粋し作成

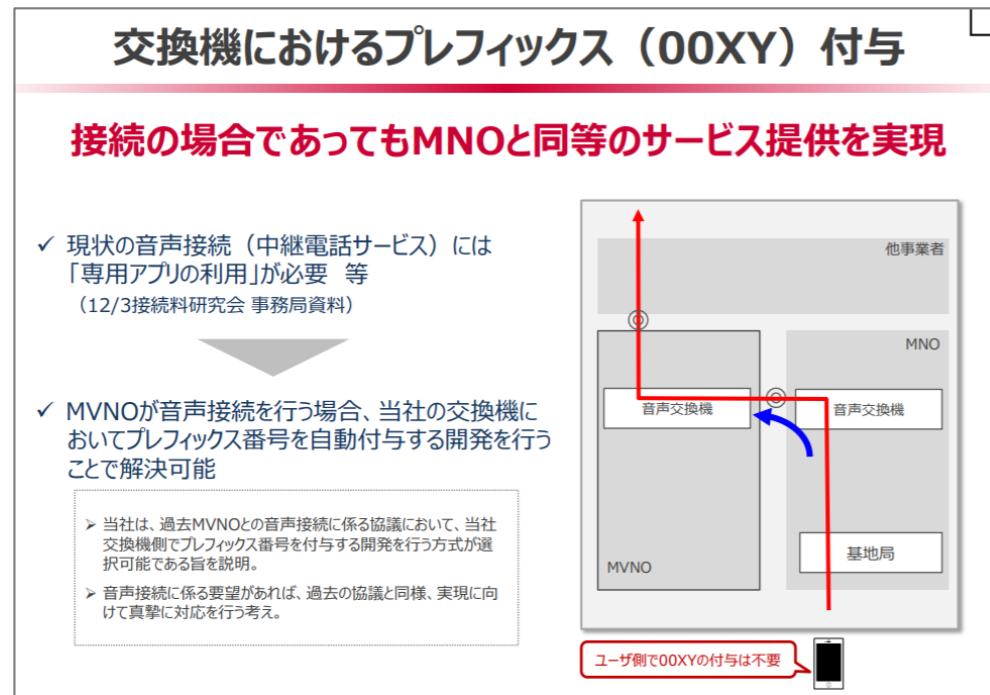
現時点においても、接続方式のアンバンドル機能として
「音声伝送交換機能」は存在
(中継電話サービスは本機能により実現済)
しかしながら、音声「接続」による提供については、
これまで**MVNOからの具体的な要望はなし**

過去議論・整理された二種指定設備に係る機能の分類

アンバンドル機能	開放を促進すべき機能
<ul style="list-style-type: none">① 音声伝送交換機能② データ伝送交換機能③ 番号ポータビリティ転送機能④ ショートメッセージ伝送機能	<ul style="list-style-type: none">① 料金情報提供機能② 携帯電話のEメール転送機能③ パケット着信機能④ 端末情報提供機能⑤ HLR/HSS連携機能

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインより

代替手段である接続メニューとして MVNO向け接続機能※の提供も検討する意向



接続料研究会（2020年1月10日）NTTドコモ殿ヒアリング資料より抜粋

※NTTドコモ殿が提案された「交換機におけるプレフィックス付与」を参考に検討する想定

本機能は交換機への事前登録や接続で実現できない緊急呼などの整理が必要であるものの、中継電話等のサービスと接続形態や接続方式に大きな相違はなく、既存の音声伝送交換機能の導入ハードルを下げるための拡張機能と考える。

1. 卸の課題認識
2. 当社の取り組み
3. 代替性評価の整理方針について
- 4. 適正性の検証の在り方等について**
5. モバイルと固定の規制バランス
6. まとめ

卸は接続と異なり、「**ユーザに商品を提供する一形態**」として**相対契約等**（一般的には大口割引・長期契約割引などによる値引き設定）で提供されるもの

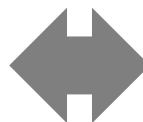


国民の相対契約に対して、**積み上げによるコストをベースとした規制導入に踏み込むことは不適切**※

※特にモバイル音声サービスの実現のためには自社のネットワークコストのみならず、他社ネットワークコスト、MVNOが恩恵を享受するMNOのユーザ獲得・維持コストや各種外部コストが存在（後述）し、コストベース算定は適さない

接続

投資リスクを負い設備構築した事業者同士の設備を接続することでサービス提供するもの

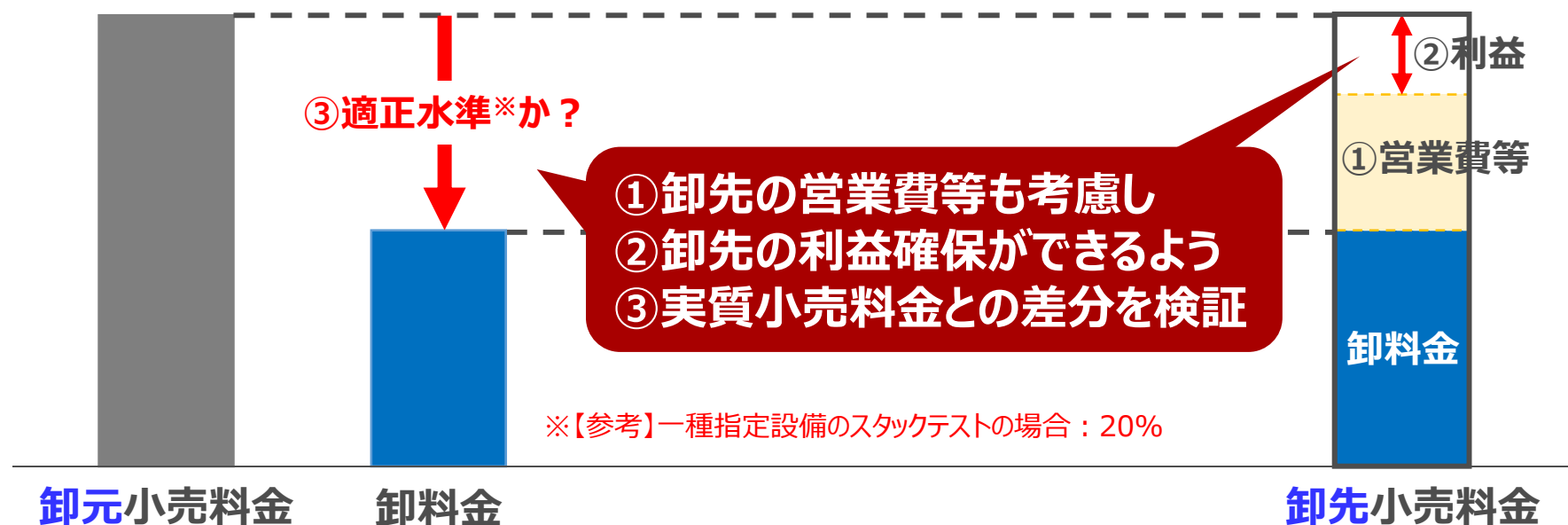


卸

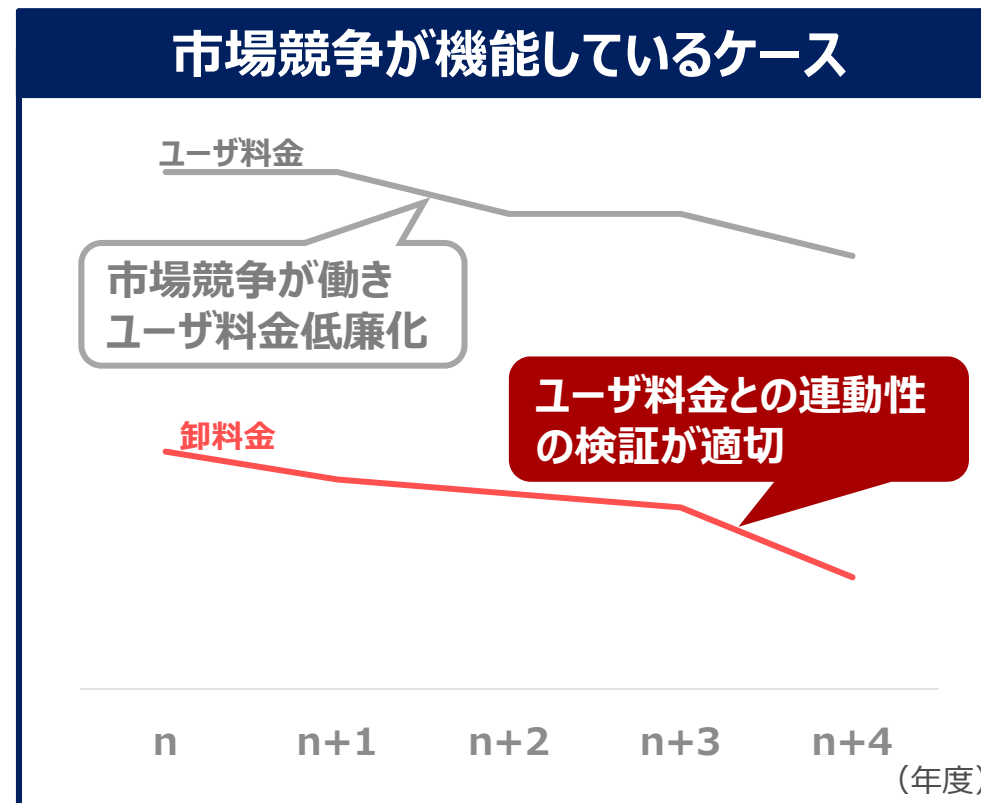
卸元が提供しているサービスを、卸先事業者が付加価値なども付与しつつエンドユーザへ提供するもの

卸取引においては、卸元事業者の**実質小売料金**と
「競争可能な料金を卸先事業者が設定できるか」が重要

卸料金は**卸元小売料金との差分検証**により適正性確保されるべき
そのため、卸料金は**「リテールマイナス」**の考え方が**自然かつ妥当**



モバイル音声は市場競争による低廉化が進んでいるため
MNOの実質小売料金と卸料金の連動性検証が重要
コストベースを前提とした検証やルール化は過剰規制



前述の通り、**卸料金は積み上げによるコストをベースにしたベンチマークで検証するべきものでない**

仮に検証する場合でも、以下に記載のコストや卸元事業者の営業利益を確保することは必須

卸料金

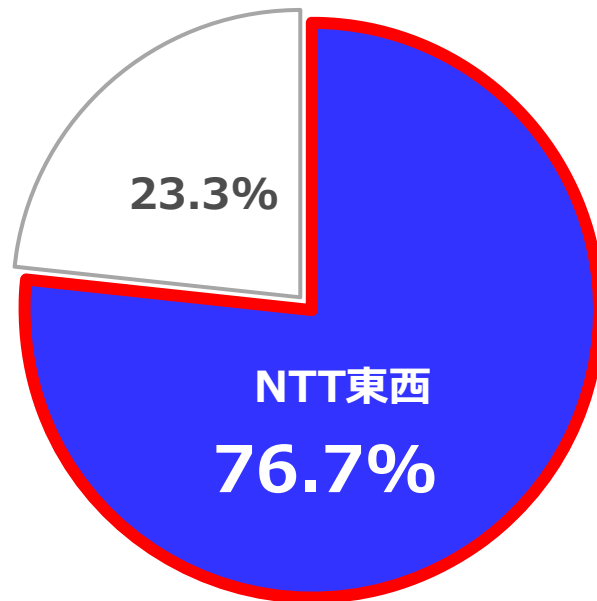


- ① **ユーザ獲得や維持に係る営業費の算入**
(ユーザ数の増大は結果的に単価低減に寄与しMVNOも恩恵を享受)
- ② **外部コストの算入**
(他網コストや700ヶ所超の緊急機関との接続等)
- ③ **正当な営業利益の確保**
(設備投資リスクを負う事業者が、設備を持たない卸先と比較し不利にならないよう適正な利益を確保)

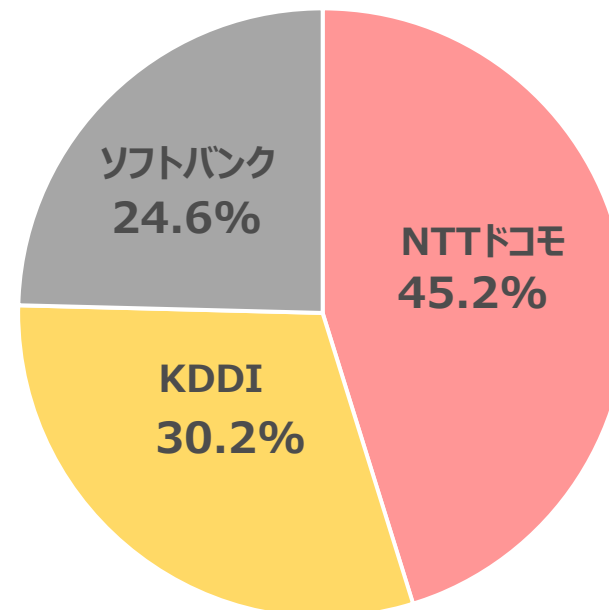
1. 卸の課題認識
2. 当社の取り組み
3. 代替性評価の整理方針について
4. 適正性の検証の在り方等について
5. **モバイルと固定の規制バランス**
6. まとめ

NTT東西のボトルネック性や交渉優位性から生じる
独占市場の**光サービス卸に対する措置は、
むしろモバイル音声卸以上であるべき**

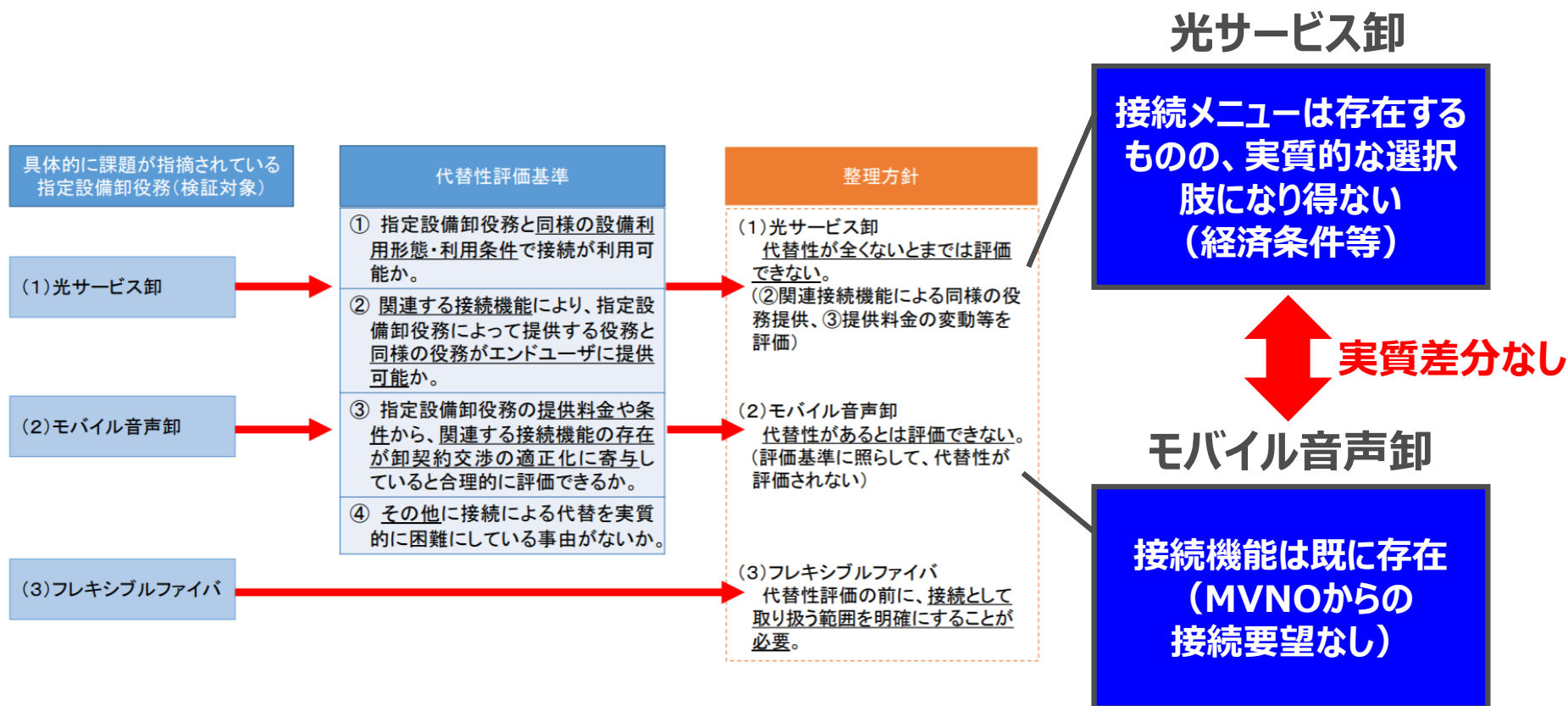
【光ファイバ回線の設備シェア】



【モバイル市場における設備利用シェア】



モバイル音声の接続機能自体は既に存在 (MVNOも利用可能)
そのため、**接続における光サービス卸との実質的な差はない**



1. 卸の課題認識
2. 当社の取り組み
3. 代替性評価の整理方針について
4. 適正性の検証の在り方等について
5. モバイルと固定の規制バランス
6. まとめ

- 当社は**自主的な卸料金の値下げを通知済み**であり、代替となる接続メニューの提供も検討する意向
- モバイル卸は「**実質小売料金と卸料金の比較検証**」により課題解決が可能
- 従って、卸取引に**コスト積み上げを基準としたベンチマーク設定の考えや規制を導入することは過剰であり不適切**